

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

こども未来部 保育課

許認可等の内容		乳児等支援給付認定の変更
根拠法令等及び条項		子ども・子育て支援法第30条の17
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	子ども・子育て支援法第30条の17 子ども・子育て支援法施行規則第28条の26
	参考事項	栃木市子ども・子育て支援法施行細則
	設定等年月日	令和 8年 4月 1日設定 令和 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>子ども・子育て支援法 抜粋 (乳児等支援給付認定の変更)</p> <p>第三十条の十七 乳児等支援給付認定保護者は、第三十条の十五第三項の内閣府令で定める事項を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を市町村に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定による届出は、内閣府令で定める届出書に乳児等支援支給認定証を添付して行うものとする。</p> <p>子ども・子育て支援法施行規則 抜粋 (乳児等支援給付認定の変更の届出)</p> <p>第二十八条の二十六 乳児等支援給付認定保護者は、乳児等支援給付認定の有効期間内において、第二十八条の二十二第一項各号に掲げる事項(第三号において「届出事項」という。)を変更する必要があるときは、速やかに、乳児等支援支給認定証を添えて、次に掲げる事項を記載した届書を市町村に提出しなければならない。</p> <p>一 当該届出を行う乳児等支援給付認定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先(保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該届出に係る乳児等支援給付認定子どもの居住地)</p> <p>二 当該届出に係る乳児等支援給付認定子どもの氏名、生年月日及び乳児等支援給付認定保護者との続柄</p> <p>三 届出事項のうち変更が生じた事項とその変更内容</p> <p>四 その他必要な事項</p> <p>2 前項の届書には、同項第三号の事項を証する書類を添付しなければならない。ただ</p>	

	し、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。
--	--